

活力ある多様な地域社会を実現するための  
地方税財政改革についての意見

令和5年5月25日

地 方 財 政 審 議 会

活力ある多様な地域社会を実現するための  
地方税財政改革についての意見

はじめに	1
第一 目指すべき地域の姿と地方財政のあり方	3
1. 目指すべき地域の姿	3
2. 目指すべき地方財政のあり方	4
(1) 持続可能な地方税財政基盤の構築	4
(2) 地方財政の健全化	4
第二 物価高と感染症への対応	6
1. 物価高への対応	6
2. 感染症への対応	7
(1) 新型コロナウイルス感染症への対応	7
(2) 次の感染症危機に備えるための対応	8
3. 地方財政の歳出構造の平時化	9
第三 地方税財政改革の方向	10
1. 一般財源総額の確保等	10
(1) 一般財源総額の確保	10
① 地方歳出と一般財源総額の確保	10
② 国と地方の財政の違い	12
③ 地方の財源不足を巡る議論	12
(2) 地方財政計画	13
① 地方財政計画の基本的役割	13
② 地方財政計画と決算の関係	14
i) 計画と決算の比較	14
ii) 枠計上経費	15
③ 会計年度任用職員の制度改正に係る対応	16
④ 地方公務員の定年引上げへの対応	16
(3) 地方交付税の役割	16

2. 地方財政の健全化に資する取組等	17
(1) 公共施設等の適正管理	17
(2) 地方財政の「見える化」	18
(3) 公営企業等の経営改革	19
①経営戦略に基づく経営改革の推進	19
②公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進	20
③水道・下水道事業における広域化等の推進	20
④公立病院経営強化の推進	21
⑤第三セクター等の経営健全化の推進	22
(4) 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化	23
(5) 地方債資金の確保	23
(6) 宝くじの活性化による地方財源の確保	24
第四 活力ある多様な地域社会に向けた取組	25
1. こども・子育て政策の強化	25
2. 医療制度の改革等	25
3. デジタル田園都市国家構想の実現	26
(1) 自治体行政におけるDXの推進	27
(2) 地域社会におけるDXの推進	28
(3) マイナンバーカードの普及と利活用促進	28
(4) 地方創生の推進	29
4. 地域におけるGXの推進	30
5. 人への投資等	31
6. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進	32
7. 多様な広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成	33
おわりに	35

# 活力ある多様な地域社会を実現するための 地方税財政改革についての意見

令和5年5月25日  
地方財政審議会

当審議会は、活力ある多様な地域社会を実現するための地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

## はじめに

2022年の出生数が過去最少の約79万9,700人となったとの速報は、衝撃を持って世の中に伝えられた。また、国立社会保障・人口問題研究所の示した将来人口推計（中位推計）によると、2056年には我が国の人口が1億人を下回り、この間、将来の社会を支えることとなる年少人口・若年人口の割合の低下が続くという。

こうした傾向が続くこととなれば、我が国の経済社会を縮小させ、社会保障制度や地域社会の維持にも大きな影響を及ぼしうる。

しかしながら、どのような将来を迎えるにせよ、地域に暮らす住民の生活・日常を支え、必要な行政サービスを提供するのは、いつの時代も変わることのない地方自治体の使命である。

事実、未曾有の感染症危機、デジタル化の進展、地政学的なリスクの顕在化など、時々刻々と変化する社会の中にあっても、地方自治体は、全国津々浦々で、医療提供体制の確保・ワクチン接種の促進などによる新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰下における生活者支援・事業者支援、自然災害等の対応など住民の生活・日常を支える役割を適切に担ってきた。

これは、地方自治体が、住民福祉の増進を図ることを基本に据え、地域における行政を自主的かつ総合的に進めてきた証左ともいえる。

こうした地方自治体の活動を支えるためには、地方行財政基盤の確立が重要であり、地方交付税をはじめとする一般財源総額を安定的に確保することが必要不可欠である。

近く、政府はいわゆる「骨太の方針」において、経済財政運営と改革の基本方針を示すこととしている。

こうした状況に鑑み、当審議会は、目指すべき地域の姿と地方財政のあり方を掲げた上で、活力ある多様な地域社会を実現するための地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

## 第一 目指すべき地域の姿と地方財政のあり方

### 1. 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、そして満足度を高めて幸せをもたらし、社会経済の変化にも対応する活力ある多様な地域社会が、目指すべき地域の姿である。

我が国における住民への身近な行政サービス提供の担い手は、地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費の多くは、地方自治体を通じて支出されている（資料1）。地方自治体には、こうした役割を引き続き適切に担っていくことが期待されている。

一方で、人口減少・少子高齢化の深刻化により、人口構造に大きな変化が生じていることに加え、かねてからの首都圏に対する地方からの人口流入や経済活動の一極集中の大きな流れに伴い、一部の地方では医療・介護や移動手段の確保など、生活を支えるサービスの提供に課題が出てきている。そのような状況において、エネルギーをはじめとする物価の高騰や感染症への対応に加え、激甚化・頻発化する自然災害に備えるための防災・減災対策等、住民の生命と安全を守る地方自治体の役割はますます高まっている。

そのため、地方自治体においては、現下の課題である物価高騰への対応に取り組むことと同時に、活力ある多様な地域社会の実現に向けて、積極的なDX・GXの推進により、地域固有の資源を最大限活用し、地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上を図るとともに、地方への人の流れの創出・拡大、地域における人への投資、防災・減災、国土強靱化の推進等に積極的に取り組むことが求められている。

地方自治体が、社会経済情勢の大きな変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的、持続的に提供していくことが、住民の生活を守り、住民が幸せに暮らすことができる活力ある多様な地域社会の実現につながる。

## 2. 目指すべき地方財政のあり方

### (1) 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら活力ある多様な地域社会を構築していくための取組を進めていくためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。一般財源をどの程度確保できるかが、地方の円滑な財政運営の可否に直結する。

その際、まずは、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである<sup>1</sup>。

その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である（資料2）。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

### (2) 地方財政の健全化

持続可能な地方税財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以降、継続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する巨額の財源不足が生じている（資料3）。また、近年における地方の債務残高は、全体として減少傾向にあるとはいえ、なお180兆円を超える規模で推移している。その中でも、臨時財政対策債の残高は、平成13年度の制度創設以降、右肩上がりに増加し、平成30年度末には約54兆円に至り、

---

<sup>1</sup> 東京一極集中が進み、全国の地方税収等に占める東京都のシェアが高い水準にあるとの議論があり、これまでも地方法人課税について累次の偏在是正措置が講じられてきたところである。引き続き、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。

令和5年度には税収の改善等を背景に減少したものの、年度末残高は、なお約49兆円となる見込みである（資料4）。

地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、その増加額をできるだけ抑制するよう地方交付税総額を確保した上で、中長期的には、計画的に特例的な地方債への依存の改善と、交付税特別会計借入金を含む債務残高の引下げに取り組んでいく必要がある。

このため、経済あつての財政の考え方の下、活力ある多様な地域社会を構築するための施策に積極的に取り組み、地域経済を立て直すことにより地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うことが重要である。



## 第二 物価高と感染症への対応

### 1. 物価高への対応

政府は世界的な物価高騰に対し、令和4年4月以降、累次にわたる対策を実施してきたところであるが、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格の上昇が続いていた状況を踏まえ、10月28日に「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が取りまとめられた。この対策においては、急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や企業の負担を直接的に軽減する対策等を講じることとされたほか、地方自治体が総合経済対策の事業や総合経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるよう、令和4年度の地方交付税を約0.5兆円増額することとされた。

その後も、原材料価格の上昇等による物価高が依然として続いている状況にあったことから、令和5年3月に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の1.2兆円の増額（低所得世帯支援枠の創設（0.5兆円）を含む。）を含む予備費による追加の支援策が講じられた。

また、光熱費が高騰する中で、地方自治体は、学校、福祉施設、図書館、文化施設など保有する施設が多く、その影響が大きいことから、令和5年度における特別な措置として、自治体施設の光熱費高騰対策のため、地方財政計画の一般行政経費（単独）において700億円が増額計上されたところである。

引き続き、原材料価格の上昇や円安の影響によって、食料品・エネルギーを中心とした価格上昇が続いており、疲弊した地域経済の回復に向け、地方自治体は、これらの措置を活用し、物価高騰対策や生活困窮者等への支援等に積極的に取り組むことが期待されている。

## 2. 感染症への対応

### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応

地方自治体は新型コロナウイルス感染症対応の現場を担い、国民の生命と生活を守るため、ワクチン接種や医療提供体制の確保等に取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染症対策のための財源については、これまで新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、ほとんどの事業を全額国費対応とする一方、地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）をはじめとした財政支援が講じられてきたところである。

具体的に、令和3年度の地方自治体の普通会計決算を見ると、新型コロナウイルス感染症対策関連経費が21.1兆円であり、その財源については、そのほとんどが国庫支出金等により措置された。

こうしたことから、財源面で言えば、新型コロナウイルス感染症対策により、令和3年度の地方自治体の財政運営に大きな支障は生じなかったものと考えられる。

本年5月には感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置づけが5類感染症へ移行したところであるが、引き続き、地方自治体が感染状況に応じた必要な対応に躊躇なく取り組み、万全を期すことができるよう、国は、地方の意見を十分に踏まえ、必要な財政支援を迅速かつ丁寧に行っていくべきである。

なお、ワクチン接種に関しては、令和5年度も特例臨時接種が継続されるが、接種勧奨等の公的関与の対象は高齢者等に限定され、地方自治体が整備してきた集団接種会場やコールセンターといった接種体制は縮小し、個別医療機関中心での接種に移行することとされている。こうした接種体制の見直しに当たっては、実務を担う市町村やそれを支援する都道府県の実情を十分に踏まえ、国として適切な支援を行うとともに、必要な経

費については、広く国が全額負担する必要がある。

令和6年度の接種の在り方については、令和5年中に結論を得られるよう検討を行う必要があることとされているが、その検討に際しても、地方の意見を十分に踏まえるとともに、引き続き、国として円滑な接種を支援することが必要である。

また、公営企業の資金繰りへの対応に関しては、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の料金収入が減少した場合、そうした減収による資金不足については、特別減収対策企業債を発行できることとされてきた。

令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症に伴う料金収入の減少により、公営企業の資金繰りに影響が生じるおそれがあることから、制度を継続することとされたところである。

今後は、民間事業者への国の支援の状況も踏まえつつ、感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したことによる各種の行動制限の撤廃等の影響、公営企業の資金繰りの動向等を注視し、適切に対応する必要がある。

## (2) 次の感染症危機に備えるための対応

世界的な環境変化の中で、今後も感染症によるリスクはなくならないことに鑑みれば、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を振り返り、次の感染症危機に備えることが重要である。

次の感染症危機対応については、令和4年に感染症法等が改正され、都道府県等と医療機関等との間で、病床の確保等に関する協定を締結する仕組みが法定化された。

また、協定に基づく取組に要する費用については、国と地方の経費負担区分の原則に基づき、都道府県等がその一部を負担することとされた。他方、新型インフルエンザ等感染症等が発生した場合、必要となる費用の総額が相当程度大きくなることが予想されるため、地方自治体の財源の不足により必要な感染症対策に支障が生じることがないように措置を講じる必要があった。

こうした状況を踏まえ、本年4月には新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、地方自治体の財源の不足により必要な感染症対策に支障が生じることがないように、標準税収入に応じた国庫補助負担率の嵩上げ規定及び地方債の発行に関する特例規定が設けられるとともに、国が講じる必要な財政上の措置の規定に「補助金又は交付金の交付」の例が明記されることとなった。これらの制度改革を踏まえ、次の感染症危機対応においても、地方自治体の意見を聴取し、適切に対応すべきである。

あわせて、令和5年度は、次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所及び地方衛生研究所の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師約450名、保健所及び地方衛生研究所の職員それぞれ約150名を増員するために必要な地方財政措置が講じられており、各地方自治体において、保健所及び地方衛生研究所の体制強化に積極的に取り組んでいくことが求められる。また、国においては、保健師等の専門技術職員の確保及び資質の向上に地方自治体と連携して取り組むなど、地域の健康危機管理体制の強化に向けて、適切に支援することが必要である。

### 3. 地方財政の歳出構造の平時化

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行したこと等を踏まえ、地方創生臨時交付金のような特別な財源措置がなくなることや、特例的に引き上げられている国庫補助金の補助率が本来の割合に戻されることなど、地方財政の構造が平時に戻ることを想定し、各地方自治体においては、これまでのような国からの特例的な財政支援が行われることを前提とせず、事業執行に必要な財源確保について合理的な見通しを立てるなど、財政運営の持続可能性の確保に十分配慮する必要がある。

### 第三 地方税財政改革の方向

#### 1. 一般財源総額の確保等

##### (1) 一般財源総額の確保

###### ① 地方歳出と一般財源総額の確保

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定、以下「基本方針2021」という。)において、令和4年度から令和6年度までの3年間について、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」こととされている。

2025年には団塊の世代(1947~49年生まれ)全員が75歳以上の後期高齢者に移行し、これに伴って、社会保障関係費の急増が見込まれている。その中でも、介護・医療等の経費がこれまで以上に増加することが見込まれており、国の法令や制度に基づいて義務的に生じる地方負担はますます大きくなることが想定される。

給与関係経費については、既に相当の職員削減が行われてきた中で(資料5)、DX・GXの推進、相次ぐ自然災害への対応や防災力の強化、地域における健康危機管理体制の強化、児童虐待防止対策といった行政需要の増加に適切に対応していくための人材を確保していく必要がある。また、民間給与の上昇が予想される中で、地方自治体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するとともに、国においては、地方財政計画に必要な経費を適切に計上する必要がある。

投資的経費については、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化や長寿命化対策等の適正管理、維持補修や更新投資に加え、防災・減災、国土強靱化事業に対する財政需要の増加が見込まれる(資料6)。

こうした状況の下、地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、日々

直面する行政課題に対応していくためには、地方自治体の財政面での将来不安を取り除き、各地方自治体が予見可能性を持ちながら、計画的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにすることが必要不可欠である。

なお、令和3年度決算において、基金残高が増加したが、これは、各地方自治体が、それぞれの地域の実情を踏まえ、地方交付税の増額再算定において「臨時財政対策債償還基金費」が措置されたことに伴い将来の臨時財政対策債の償還に備えるために積立てを行ったほか、近年、激甚化・頻発化している自然災害への対応、公共施設等の老朽化対策等の推進、景気の動向による地方税収の変動、社会保障関係経費の増大への対応など、今後の安定的な地方財政運営のために必要な積立てを行ったものである。また、令和3年度の基金残高の標準財政規模に対する割合は、コロナ禍前と概ね同水準である。

コロナ禍においては、国による補正予算の編成に先んじて地方自治体が独自に地域で必要な対策を講じたケースや、国の交付金等が実際に交付されるよりも前に地方自治体において支出が必要となったケースなどにおいて、一時的な財源等として財政調整基金等が活用され、日々状況が変わる新型コロナウイルス感染症への対応が迅速に行われたところであり、不測の事態においても地方自治体が機動的な財政運営を行うための基金の意義が改めて認識されることとなった。

また、経常収支比率が令和3年度決算において低下しているが、これについても、臨時財政対策債償還基金費の措置による影響を含むものである。

令和6年度以降においても、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、地方自治体が、住民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ、活力ある多様な地域社会を構築するための施策に積極的に取り組めるよう、地方財政計画の歳出に必要な経費を計上した上で、「基本方針2021」に沿って一般財源総額を安定的に確保すべきである。

## ② 国と地方の財政の違い

地方財政の状況について、国のプライマリーバランスの赤字が継続する一方で地方は黒字が継続し、国の長期債務残高が増加する一方で地方は減少している等、国と地方全体の財政状況を比較した議論がある。

地方財政は、規模や経済的・社会的諸条件の異なる 1,788 の自主的な財政の集合体であるため、地方を国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきではない。通貨発行、金融・経済政策、税制等の権限の差異からも、国と地方自治体の財政状況を単純に比較することは不相当である。地方自治体は、例外的に認められている範囲内でしか赤字地方債（臨時財政対策債）を発行することができない。そのため、収支均衡を図るためには歳出を削減せざるを得ず、個々の地方自治体において、住民合意の下、投資的経費をはじめとする歳出の抑制努力が行われてきた。その結果として、プライマリーバランスや債務残高の数値が国と比較して良くなっているものである。

なお、諸外国においても、地方の財政赤字や債務残高は、国と比較して大幅に小さい。さらに、諸外国と比較して我が国では、地方が多額の債務残高を抱えている状況にある（資料7）。

## ③ 地方の財源不足を巡る議論

地方は、これまで国を上回る歳出の抑制努力を続けてきた（資料8）。しかし、バブル崩壊後の税収の落ち込みや、景気対策・減税等の国の施策への対応、社会保障関係費の増加等を背景に、平成8年度以降、継続して巨額の財源不足が生じており、令和5年度における財源不足も 2.0 兆円と巨額に上っている（資料3）

地方の財源不足については、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更を行うものとされており、本来、法定率の引上げにより地方交付税総額を安定的に確保することが望ましい。しかしながら、国の財政状況が厳しく

地方交付税の法定率の引上げが容易ではないため、毎年度の地方財政対策を通じ、いわば次善の策として、国は地方交付税の増額、地方は臨時財政対策債の発行等により補填しているのが実情である。

こうした経緯により、地方の債務残高は、投資的経費の縮減によって建設地方債の残高は減少しているものの、財源不足に対応するために発行された臨時財政対策債の残高の増加により、全体として減少傾向にあるとはいえ、なお 180 兆円を超える規模で推移するなど地方財政は長期にわたって非常に厳しい状況にある。

地方財政の健全化のためには、本来的には、臨時財政対策債のような特例債になるべく頼らない財務体質を確立することが重要であり、まずは、財源不足の縮小に努め、臨時財政対策債の発行額の縮小に取り組むとともに、地方交付税の総額を安定的に確保できるよう、地方交付税の法定率の見直しを含め、政府において十分に議論すべきである。また、短期借入による金利変動リスクを抱える交付税特別会計借入金について、臨時財政対策債の発行抑制とのバランスを取りつつ、着実な償還に取り組む必要がある。

## (2) 地方財政計画

### ① 地方財政計画の基本的役割

我が国では、多くの行政分野で国と地方の役割分担等を法令等により定め、地方自治体に支出を義務付けている（資料9）。医療・福祉、介護、教育、警察・消防、ごみ処理など多岐にわたる行政サービスの担い手である地方自治体において、法令で義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策が着実に行われるとともに、地域住民の福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施できるよう、地方単独事業も含め財源を保障することは国の責務である。

そのための具体的な仕組みが地方財政計画である。翌年度の標準的な水準における地方財政の歳入・歳出の見込額を計上し、その収支の状況を



明らかにした上で、国としての財源対策を決定し、地方自治体の財源保障を行っている（資料10）。

地方財政計画に必要な歳出が計上されない場合、地方自治体の安定的な行政サービスの提供に必要な地方財源が保障されないこととなり、地方の財政状況は悪化し、地方の疲弊に直結する。このため、地方財政計画においては、標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出の総額を適切に見込むことが必要である（資料11）。

## ② 地方財政計画と決算の関係

地方財政計画に現実の財政運営の実態である決算の状況を反映させることは重要であるが、一方で、地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき、国が地方自治体の標準的な行政を保障するために作成する「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」であり、国の毎年度の予算に計上された施策と地方財政との調整を図るものであることから、決算額をそのまま基礎として計画を作成することは適当ではない。計画と決算は、ある程度の幅を持って考えられるべき関係にある。

### i) 計画と決算の比較

地方財政計画と決算との比較については、計画が決算を上回っているのではないかとの議論があるが、これまでも総務省において、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った上で公表が行われており、それによれば、近年は、決算額が計画額を1～2兆円程度上回る状況が続いている<sup>2</sup>。

また、地方財政計画と決算との関係上、決算に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。そもそも地方財政は、国のように単一の財政主

---

<sup>2</sup> 財政制度等審議会では、地方財政計画と地方歳出決算を比較すると、継続的に1兆円前後、地方財政計画における歳出が決算における歳出を上回る試算結果となるとされているが、両者が比較可能となるよう所要の調整を行った総務省の試算では、決算額が計画額を上回っている。

体ではなく、規模や経済的・社会的諸条件の異なる 1,788 の自主的な財政の集合体である。財源の年度間の調整については、各地方自治体がそれぞれの財政の実態に応じて自主的に行うべきものである。<sup>3</sup>

## ii) 枠計上経費

地方財政計画には、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として、一般行政経費（単独）や地方創生推進費と地域デジタル社会推進費を内訳とするデジタル田園都市国家構想事業費、地域社会再生事業費等が計上されている。

これらの枠計上経費について、事業の実績・成果を把握し、計上水準の必要性・適正性について検証すべきとの議論があるが、これらの経費は、各地方自治体が、それぞれの地域の実情や住民のニーズを踏まえ、効率的・効果的な事業を選択するなど、自主的・主体的に課題解決に取り組むためのものであることから、国が個々の経費を特定して積上げる方式ではなく、枠として計上されている。そのため、国が一義的にその実績や効果を判断するようなことは、地方自治体の自主性・主体性を損なうものであり、地方分権や地方創生の趣旨にも反することから、枠計上経費については、特定の経費ごとではなく、一般行政経費全体について、国として保障すべき水準の検討がなされるべきである。

一方、各地方自治体の事業については、法令によって義務付けられているものも含め、住民に対して説明責任を果たすとともに、その実績や効果について、それぞれの議会等において十分な検証が行われることが望ましい。

なお、一般行政経費（単独）等に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」については、これまで国と地方が連携して進めてきたところであり、今後も引き続き適切に取り

---

<sup>3</sup> 地方財政法第4条の2「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない。」

組んでいく必要がある。

### ③ 会計年度任用職員の制度改革に係る対応

地方自治法の改正等に伴い、会計年度任用職員に対して、勤勉手当の支給が可能となったところである。各地方自治体が勤勉手当を支給するために必要となる歳出について、地方財政計画に適切に計上し、その財源を確実に確保すべきである。

### ④ 地方公務員の定年引き上げへの対応

国家公務員及び地方公務員の定年引き上げに伴い、2年に一度、定年退職者が生じないこととなるが、国家公務員については、定年引き上げの影響を緩和して新規採用職員を確保するための特例的な定員を措置することとされている。地方公務員においても、定年引き上げ期間中においても、一定の新規採用職員を継続的に確保するため、退職補充を基本とした従来の採用とは異なる対応を行うことが想定される。

令和6年度以降の地方財政計画の策定に当たっては、地方自治体における検討状況を踏まえつつ、職員数の一時的な増加や年度間での増減に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

## (3) 地方交付税の役割

我が国の地方交付税制度は、全国どのような地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けられるようにするために、サービスの担い手である地方自治体に対して必要な財源を保障する財源保障機能と同時に、地方自治体間の財政力格差を調整する財源調整機能を有している（資料2、資料12）。

このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している状況において、住民の生活を支える行政サービスを地方自治体が提供する上で、極めて重要な役割を果たしており、我が国の行政の基盤となる制度である。

特に、近年のように全体として地方税収が増加している中において、地域によって税収増の状況は異なることから、地方自治体間の財政力格差が行政サービスの格差とならないよう適切に財源調整機能が発揮される必要がある。

そのため、地方交付税がその本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を発揮できるようにするためには、総額を確保した上で、各地方自治体に交付する地方交付税の額を適切に算定する必要がある。

地方交付税の原資である国税4税の法定率分<sup>4</sup>は、本来地方の税収とすべきものを国が代わって徴収するもので、「間接課徴形態の地方税」と考えるべきものである。地方の固有財源としての性格をより明確にするため、国税4税の法定率分を、地方法人税と同様に、国の一般会計を通さず、交付税特別会計に直接繰り入れることとすべきである。

## 2. 地方財政の健全化に資する取組等

### (1) 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、一斉に更新時期を迎えており、国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況において、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的

---

<sup>4</sup> 交付税原資は、国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）及び地方法人税であるが、後者は交付税特別会計に直接繰り入れられている。

な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了しており、さらに個別施設計画等の内容を踏まえた公共施設等総合管理計画の見直しが進められている。見直しが完了していない地方自治体については、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了させるとともに、見直しが完了した地方自治体についても、今後も不断の見直しを実施して更なる充実を図ることが必要である。国としても、見直しの状況等について、フォローアップを実施するとともに、適切な支援を行うべきである。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度までの事業期間とされており、国においては、同事業債の拡充内容や活用策、取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

## （２）地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・地方自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集・公表や、地方公会計に関する専門家の派遣等により、地方公会計の一層の活用を促すとともに、更なる地方公会計の整備・

活用のための方策を検討すべきである。

また、地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な執行等のために設けられており、様々な地域の実情を踏まえて、それぞれの判断に基づき管理が行われている。そのため、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について公表され、その充実が図られているところであり、引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

### (3) 公営企業等の経営改革

#### ① 経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある状況（資料 13）においても、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定・公表した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、策定済みの経営戦略については、令和7年度までの改定が求められていることを踏まえ、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証の上、人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るなど、必要な改定を行いながら、不断の経営改革に取り組む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

各公営企業においては、経営に関する状況を明らかにしていく際に、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

## ② 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等を図るために重要な取組である。政府においては、令和5年度までを拡大集中取組期間として、人口3万人未満の地方自治体も含め、公営企業会計適用の取組を推進してきたところ、重点事業（下水道、簡易水道事業）については、着実な進捗が見られる。国は、この結果を踏まえ、公営企業会計の適用の効果を検証するとともに、今後の公営企業会計の適用のあり方について検討すべきである。

また、管路等の水道施設について、更新の加速化を促進するため、経年化率等の比較可能な形での公表による「見える化」を推進すべきである。

## ③ 水道・下水道事業における広域化等の推進

住民生活に必要不可欠なライフラインである水道・下水道事業については、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い経営環境の厳しさを増しており、経営基盤の強化・経営効率化等により、持続的な経営を確保する必要がある。

このため、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、広域化、PPP／PFIを含む更なる民間活用などに取り組んでいくことが重要である。

特に、広域化については、水道・下水道事業それぞれにおいて、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画をほぼ全ての団

体で策定したところである。令和5年度からは、都道府県が実施する広域化等の推進のための更なる調査検討に要する経費について、地方財政措置が講じられたところであり、今後も都道府県のリーダーシップの下、策定された計画に基づく取組を進めるとともに、計画を絶えず見直し、その充実を図っていく必要がある。

このため、国はこうした広域化の推進に係る財政措置や地方自治体における先進的な取組の周知等により、施設の統廃合をはじめとした広域化の実現に向けた各地方自治体の取組を引き続き支援する必要がある。また、水道事業においては、高度経済成長期に整備され老朽化している施設等の着実な更新・耐震化を行う必要性が高まっていることを踏まえ、施設等の更新と併せて管路の耐震化を推進することが重要である。

なお、水道行政に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することなどを盛り込んだ生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が成立したところであるが、権限移管後も、引き続き関係省庁が連携して水道事業の持続的な経営の確保に向けた取組を支援すべきである。

#### ④ 公立病院経営強化の推進

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化など厳しい経営環境に直面している。令和5年5月からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行し、医療提供体制が見直されるとともに、診療報酬に係る特例措置や病床確保料が段階的に縮小されている。

公立病院の令和3年度の経常収支は黒字となっているものの、これは国からのコロナ病床確保に係る補助金収入による一時的なものであり、医療事業本来の収支を示す修正医業収支比率は、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準には回復しておらず、コロナ前と比べても厳しい経営状況にある。



こうした状況を踏まえ、中長期的な人口構造の変化や地域の医療ニーズに応じて、病床機能の分化・連携により質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指す地域医療構想については、令和5年度中に地域医療構想に係る各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされている。

また、令和6年度から医師の時間外労働規制が開始されることから、早急に医師の働き方改革に取り組む必要があるほか、第8次医療計画から「新興感染症等の感染拡大時における医療」が記載事項に追加され、感染拡大時に備えた平時からの取組を進めることも必要である。

そのため、関係地方自治体は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、令和5年度中に実効性のある公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）を策定し、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保等に総合的に取り組み、公立病院の経営を強化していくことが重要である。その際、都道府県は、地域医療構想や医師確保計画等を策定し、これを実現するための措置を講じることとされており、地域医療提供体制を確保していく上で大きな役割と責任を有していることから、市町村等の経営強化プランの策定等に当たり、地域医療構想等との整合性を含めて積極的に助言する必要がある。

国は、今後も持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、所要の財政措置を講じるべきである。

## ⑤ 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。

他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在していることから、最近の経営状況等も十分踏まえ、これらと関係を有する地方自治体においては、各地方自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の取組を進めるべきである。

#### (4) 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化

人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、地方自治体においては、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」の推進に加え、公営企業におけるコスト効率（業務密度）の増加策や、DX・GXの推進、水道・下水道事業の持続的な経営を確保するための広域化等の推進、持続的な地域医療提供体制を確保するための公立病院の経営強化の必要性も高まっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、これらの取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を引き続き行っていくべきである。

あわせて、地方自治体による取組を推進するため、優良な取組事例について積極的に横展開を図るべきである。

#### (5) 地方債資金の確保

米欧における利上げ等を背景とした国内金利の上昇や、米欧の一部金融機関を巡る問題の影響など、経済・金融市場における先行きの不確実性が高い状況が続いている。そうした中においても、地方債資金を円滑に調達していくことが重要である。

公的資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期・低利の資金を提供するため、所要の額を確保すべきである。特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、その規模や地方自治体からの要望、特に資金調達能力の低い市町村への対応等を踏

まえつつ、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、地方共同の資金調達機関である地方公共団体金融機構は、安定的な経営の下で財務基盤の充実に努めるとともに、地方自治体の政策ニーズ等に重点的かつ的確に対応し、長期・低利の資金供給を適切に行うための貸付規模を確保すべきである。

加えて、民間等資金については、引き続き都道府県・政令指定都市を中心に市場公募化を推進するほか、国内外の金融市場でSDGs債（ESG債）<sup>5</sup>への需要が高まっていることを踏まえ、令和5年度後半に予定されているグリーンボンドの共同発行を含め、資金調達手段の多様化に取り組むべきである。

#### （6）宝くじの活性化による地方財源の確保

宝くじの収益金は地方自治体の貴重な自主財源として、様々な公益事業に活用されている。しかし、近年、宝くじの売上は減少傾向にあり、今後も、人口減少等により、宝くじを取り巻く環境が一層厳しくなることが想定される。

こうした状況において、宝くじの売上げ回復を通じた地方財源の確保を図っていくため、社会経済情勢の変化を踏まえ、売場・インターネット双方における効果的な販売促進策について検討を行い、速やかに対策を講じていくべきである。

---

<sup>5</sup> SDGs債（ESG債）とは、ここでは、ICMA（国際資本市場協会）により定められた原則等に準拠して発行された地方債（グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド等）を指す。

## 第四 活力ある多様な地域社会に向けた取組

### 1. こども・子育て政策の強化

長年の課題である我が国の少子化は、近年、その深刻さを増しており、静かなる有事とも言うべき状況である。こども・子育て政策の強化については、令和5年3月にこども政策担当大臣から示された「こども・子育て政策の強化について（試案）」を踏まえ、具体的な施策の内容、予算、財源の在り方について、こども未来戦略会議において議論が行われているところであり、6月の「骨太の方針」までに、将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠を示すこととされている。

こども・子育て政策の強化について具体的な施策の内容、予算、財源の在り方について検討する際には、国と地方それぞれの役割を踏まえるとともに、地方自治体の役割が大きい分野であることから、地方の意見を十分に踏まえつつ、その地方負担分について、所要の財源を安定的に確保すべきである。

その際、地域の実情に応じて自らの創意工夫により行う独自のこども・子育ての取組などについても、補助事業とともに実施されることにより、少子化対策に更なる効果を発揮するものであることから、地方の意見を十分に踏まえながら、所要の財源を確保することが必要である。

### 2. 医療制度の改革等

こども・子育てに加え、医療、介護等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。令和4年12月に取りまとめられた「全世代型社会保障構築会議報告書」において、「医療・介護制度の改革」などについても、取り組むべき課題や今後の改革の工程が示されている。今後、着実に取組を進めるに当たっては、引き続き、国と地方が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくべきである。

2025年を目指した地域医療構想の実現に向けては、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革も含めて一体的に推進することが重要である。各都道府県において第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）の策定作業が令和5年度までかけて進められるが、医療法の改正により新興感染症等への対応に関する事項が医療計画へ位置づけられることなども踏まえ、引き続き国と地方が感染症への対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進める必要がある。

国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度となり、財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、各地方自治体は、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けた取組を推進することが適当である。また、都道府県内保険料水準の統一に向けては、各都道府県の取組状況の分析、先進・優良事例の横展開に取り組むことが重要である。

なお、国民健康保険制度における普通調整交付金については、制度の基盤となる仕組みであり、見直しの議論をする場合は、所得調整機能を維持する観点から、慎重に検討すべきであり、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

### 3. デジタル田園都市国家構想の実現

コロナ禍で地方を巡る社会経済情勢が大きく変化していることに加え、デジタルインフラの飛躍的な整備の進展、テレワークをはじめとしたデジタル技術利活用の浸透など、地方に住みながら様々な情報・サービスを利用できる環境が整ってきており、デジタル技術を活用する機運が急速に高まっている。こうした状況を踏まえ、デジタルの力を活用して地方創生に係る取組を一層高度かつ効率的に推進することによる地方活性化を図る環境が整いつつあり、これを機に、デジタル田園都市国家構想を実現することとされている。

デジタル田園都市国家構想の実現により、少子高齢化や過疎化といった地域社会が抱える様々な課題の解決につながることへの期待は大きく、

地方自治体においては、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定）に基づき策定されたデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年１２月２３日閣議決定）を踏まえつつ、目指すべき地域像を再構築した上で、構想の実現に向けた取組を推進していくことが求められる。

こうしたことを踏まえ、令和５年度の地方財政計画においては、「地域デジタル社会推進費」について、マイナンバーカード利活用特別分として５００億円増額し、２、５００億円を計上し、「地方創生推進費」の１兆円と合わせて、「デジタル田園都市国家構想事業費」として、１兆２、５００億円が計上されたところである。

国においては、地方自治体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むとともに、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、引き続き、地方財政計画に所要額を計上し、地方財政措置を講じるべきである。

### （１）自治体行政におけるDXの推進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた行政のデジタル化の基盤整備のためには、住民に身近な行政を担う地方自治体のDXの推進が重要である。そのため、地方自治体においては、行政手続のオンライン化や「書かない窓口」の導入などの住民目線に立った創意工夫によるフロントヤードの改革とあわせて、情報システムの標準化・共通化や、AI・RPAの活用などの内部事務のシステム整備を行うことなどが求められている。こうした取組は、情報システムの運用経費の軽減などを通じて、地方財政の健全化にも資するものである。

情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、国が整備するガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムへの移行に要する経費については、国の責任において全額国費により措置すべきである。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する基本方針（令和４年１０月７日閣議決定）に

において、ガバメントクラウドの利用料に関し、「業務全体の運用コストや利用料等の見通しの情報を明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方自治体等が協議して検討を行う」とされたところであり、利用料の検討については、地方自治体の意見も踏まえながら進めるべきである。

その上で、これらの標準化・共通化に伴う情報システムの運用経費等の減少額については、地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方自治体の意見も踏まえながら、地方財政計画において適切な措置を講じるべきである。

## (2) 地域社会におけるDXの推進

光ファイバの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入等、情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会全体のデジタル化を進める必要がある。

国においては、デジタル田園都市国家構想基本方針に基づく総合戦略を令和4年12月に策定するなど、構想の実現に向けた取組の強化が図られている。

令和5年度の地方財政計画では、「地域デジタル社会推進費」が引き続き計上されたところであり、デジタル田園都市国家構想の取組期間を踏まえつつ、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に進めるべきである。

あわせて、国は、地方自治体が「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を活用し、さらに取り組みやすくなるための後押しを積極的に行っていくべきである。

## (3) マイナンバーカードの普及と利活用促進

地方のDXを推進していくことは、住民の利便性向上や地域の活性化に資するものであるとともに、自治体職員の事務負担の軽減にもつなが

るものであり、地方のDXの推進に資するマイナンバーカードの普及と利活用促進を、必要な情報セキュリティを確保しつつ、着実に進めていくことが重要である。

具体的には、令和6年度秋の健康保険証廃止も見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が円滑にカードを取得できるよう、申請環境及び交付体制の整備をさらに進めていくべきである。

加えて、「書かない窓口」や地域公共交通・避難所受付など様々な行政分野で広がっているマイナンバーカードを活用した自治体の取組について、横展開を図っていく必要がある。

給付事業との組み合わせによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進することも重要である。

#### （４）地方創生の推進

出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目指す地方創生は未だ道半ばであり、デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、従来の地方創生の取組を引き続き推進するとともに、デジタルの力を活用して、こうした地方創生の取組をさらに発展させることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方への移住や就業への関心が高まり、東京圏への集中緩和の動きが見られたものの、その後、東京圏への転入超過数は再度拡大している。

地方自治体は、地域おこし協力隊や地域活性化起業人の取組の更なる推進による地方への人の流れの創出・拡大、ローカルスタートアップ支援制度による地域での創業支援等に取り組むべきである。

人口減少・少子高齢化により生じる課題やその対処方針、目指すべき姿は地域ごとに様々である。今後、さらに超高齢化が進む状況において、地



方自治体が、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組を推進していく必要性はますます高まっていくものと考えられる。

地方自治体が自主性・主体性を発揮しつつ地方創生に取り組めるようにするため、平成27年度の地方財政計画から、「まち・ひと・しごと創生事業費」が計上されてきたところであり、令和5年度も、「地方創生推進費」に名称変更した上で、計上されており、各地方自治体においては、地方版総合戦略に基づいて様々な施策を展開している。人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を解決していくためには長期間を要するものであり、令和6年度以降も、地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して取組を進められるよう、地方創生のための財源を適切に確保し、息長く支援すべきである。

#### 4. 地域におけるGXの推進

世界各地で異常気象が発生する中で、脱炭素化は待ったなしの課題であり、同時に、気候変動への対応は、経済成長の原動力になる。令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%の削減を目指すこととしており、2025年度までを集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していくこととされている。さらに、令和5年2月10日に閣議決定されたGX実現に向けた基本方針において、地方自治体は、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、その役割が拡大したところである。

地方自治体による地域におけるGXの取組を支援するため、令和5年度には、環境省において地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が増額計上されるなど、関係省庁において予算措置が拡充されたほか、地方自治体が地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施できるよう、新たに脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業の脱炭素化の取組についても地方財政措置を拡充することとされた。

今後も、地方自治体が地域におけるGXの取組を着実に進められるよう、適切に財源を確保するとともに、それぞれの分野を所管する関係省庁が連携して、優良な取組事例を収集・共有するなど地方自治体の取組を支援すべきである。地方自治体においては、これらを活用し、地域におけるGXに積極的に取り組んでいくことが求められる。

## 5. 人への投資等

DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資の強化が必要である。

令和5年度から、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講じることとされている。

国においては、地方自治体が着実に取組を進められるよう、職業能力開発促進法に基づき都道府県ごとに組織されている地域職業能力開発促進協議会を通じて地方自治体との連携強化を図るなど、適切に支援を行うべきである。

また、地方自治体のDXの取組は、デジタル分野についての多岐にわたる専門的な知識が求められるが、官民ともにデジタル人材の需給が逼迫している。こうした状況を踏まえ、地方自治体においては、広域的なデジタル人材の確保に取り組むなど外部人材の活用等を進めるとともに、中長期的な観点から、職員をデジタル人材として育成する取組を進めることにより、効果的な推進体制を整備することが重要である。

このため、国は、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行う取組や都道府県等において市町村支援のためのデジタル人材を確保する取組、地方自治体においてDX推進リーダーを育成する取組について、財政措置により引き続き支援を行っていくべきである。加えて、地方自治体への専門アドバイザー派遣や「自治体DX推進参考事例集」により地方自治体におけるデジタル人材確保・育成に関する先進・優良事例の横展開による支援を引き続き行っていくべきである。

教員の働き方改革に関しては、依然として教員の長時間勤務が課題となっており、今後、中央教育審議会において、時間外手当の代わりに支給されている教職調整額等を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源を確保する必要がある。

公的価格の見直しに関しては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、令和4年2月以降、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を引き上げるための財政措置が講じられている。引き続き、国において、所要の財源を確保するとともに、各地方自治体においては、こうした財政措置を活用し、職員の処遇改善について、適切に対応していく必要がある。

児童虐待防止対策に関しては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の児童福祉司を令和6年度までに約1,060名、児童心理司を令和8年度までに約950名それぞれ増員することとされている。

このプランに基づき、令和5年度は、所要の地方財政措置が講じられており、各地方自治体において、児童相談所の体制強化に積極的に取り組んでいくことが求められる。国においては、採用活動の支援など、地方自治体の体制強化に向けて、適切に支援することが必要である。

## 6. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進

近年、地震、豪雨、高潮、暴風など、自然災害が激甚化・頻発化する状況において、住民の安全・安心を守る地方自治体の役割はますます高まっており、様々な自然災害に備えるための防災・減災対策に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められている。

現在、令和3年度から令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、本対策に基づき行われる事業に係る地方負担については、引き続き、防災・減

災・国土強靱化緊急対策事業債等により適切に財政措置を講じるべきである。

また、地方自治体が、本対策と連携しつつ、地方単独事業による取組を推進できるよう、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債について、地域の防災対策の実情やニーズ等を踏まえ、必要に応じて措置の拡充も検討しつつ、引き続き、適切に財政措置を講じるべきである。

各地方自治体は、自然災害から住民の生命と財産を守るため、こうした財政措置を積極的に活用し、防災・減災、国土強靱化対策に集中的に取り組む必要がある。

## 7. 多様な広域連携の推進及び持続可能な地域コミュニティの形成

2040年頃にかけて顕在化する少子高齢化を伴う人口減少やインフラの老朽化、大規模な自然災害や感染症等のリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、地方自治体が、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通しである「地域の未来予測」を活用し、住民等とともに「目指す未来像」の議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要である。

その上で、地方自治体は、連携中枢都市圏・定住自立圏や相互補完的・双務的な役割分担に基づく連携、都道府県による補完・支援など多様な手法の中から、地域の実情に応じて最も適したものを選択できることが重要である。国においては、計画段階からの連携など、連携中枢都市圏や定住自立圏の取組の深化を図るとともに、それ以外の地域においても、複数の市町村による「地域の未来予測」の作成や、当該「地域の未来予測」に基づく広域連携を進めていくため、引き続き適切に地方財政措置を講じるべきである。

また、少子高齢化の進行や、それに伴う集落機能の低下等から、地域における共助による支え合いの必要性が高まっており、地域運営組織がその機能を果たしていくことが求められる。地域運営組織をはじめとした

地域コミュニティを持続可能なものとするためには、その基盤となる自治会等を活性化させることが重要である。このため、地方自治体は自治会等の担い手確保・加入率向上やその活動の活性化等に向けた取組をする必要があり、国は地方自治体によるこれらの取組を積極的に後押ししていくべきである。

## おわりに

長く人々の行動や生活のあり様を変えてきた新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症へ移行し、各種の行動制限が撤廃され、これまでの日常を取り戻しつつある。

一方、足下では、原材料価格や輸入物価の上昇によりコストプッシュ型の物価上昇や世界的な政策金利の引上げに伴う金融引締め動きがあるなど、先を見通しがたい経済情勢が続いている。

ポストコロナの新たな社会環境の中で、地方自治体は、地域のDX・GXの推進、地方への人の流れの創出・拡大、人への投資、防災・減災、国土強靱化の推進等などに取り組み、活力ある多様な地域社会を構築していかなければならない。

また、将来を見据えて、人口減少・少子高齢化のような我が国の経済社会構造のあり方に関わる問題にも、新たな方向に足を踏み出さなければならない。

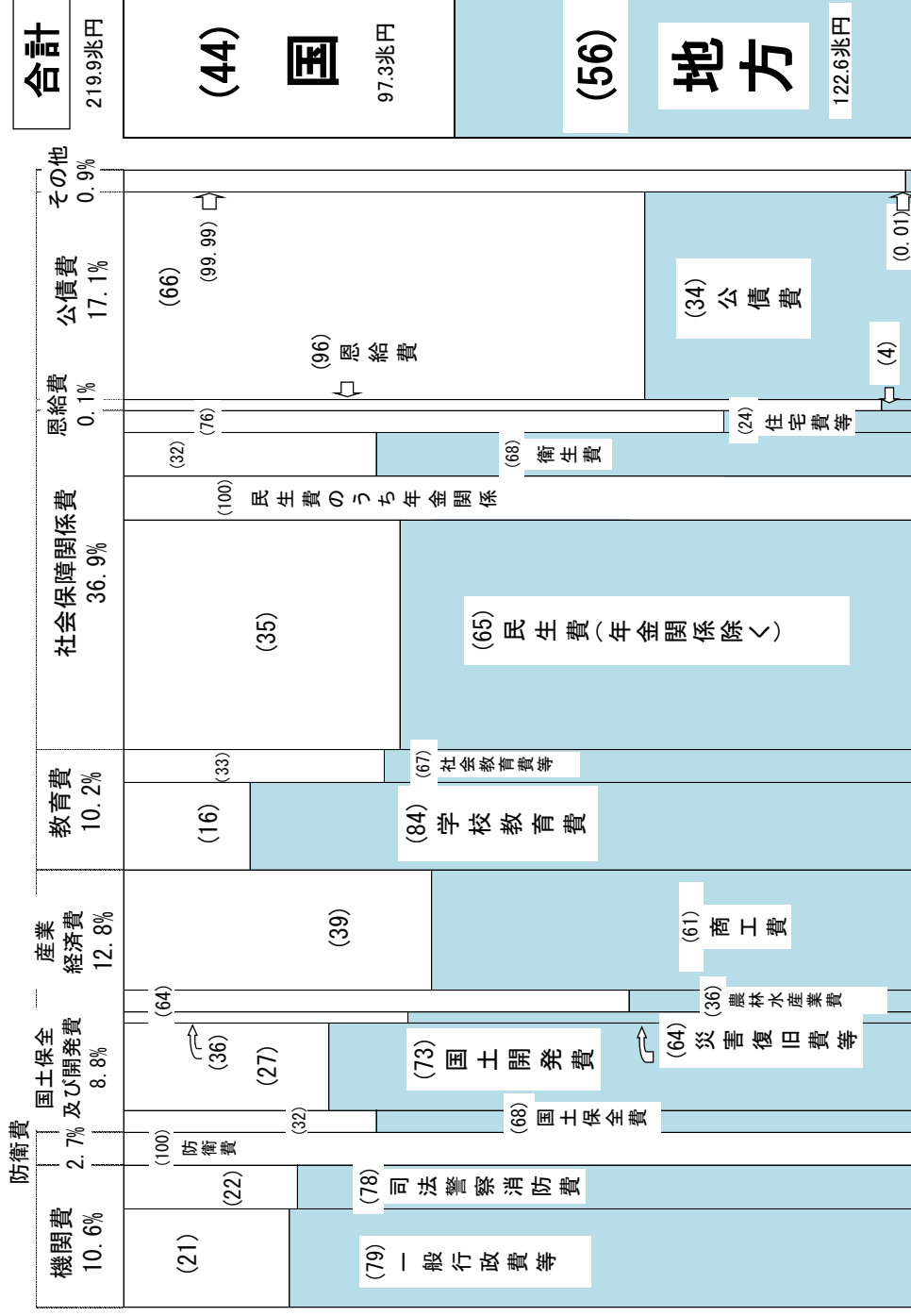
地方自治体は、今後も変わらぬ役割を果たし、未来に対して確たる光を灯す、そのような存在であるよう、課題と困難に正面から向き合い行政運営を行うことが求められる。国は、このような地方自治体の行政運営を支えるために、万全の措置を講じることが必要不可欠である。

今日のような困難な時代にあっても、活力ある多様な地域社会を実現し、次の世代に、着実に、そして豊かな形で引き継ぐという固い決意と行動を、国と地方の双方に対して期待してやまない。

# 地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

○ 国と地方の役割分担（令和3年度決算）  
 <歳出決算・最終支出ベース>

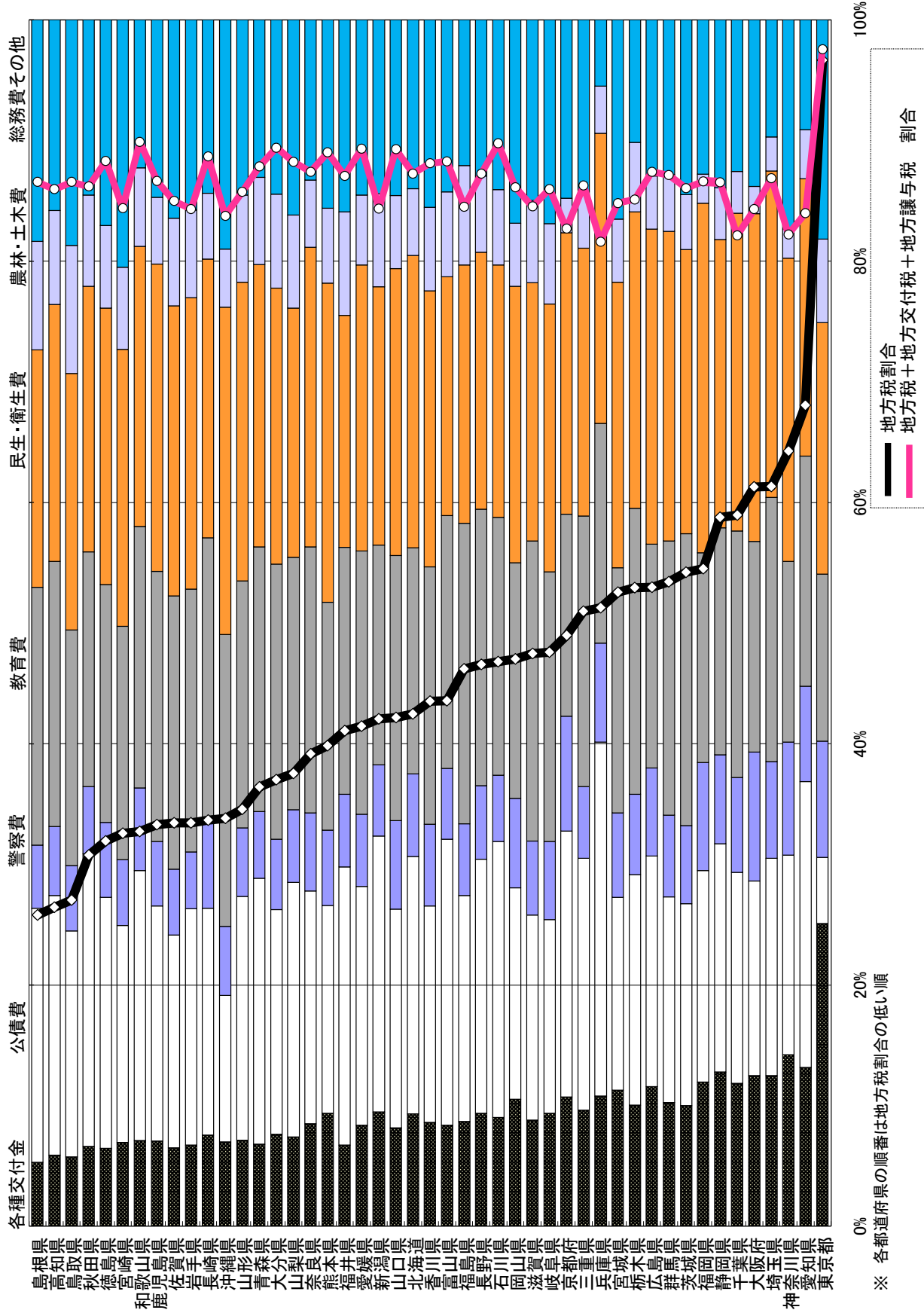


(注) ( )内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合  
 計数は精査中であり、異動する場合があります。

# 地方交付税による財源調整の状況

## 資料2

※ 令和3年度決算ベース

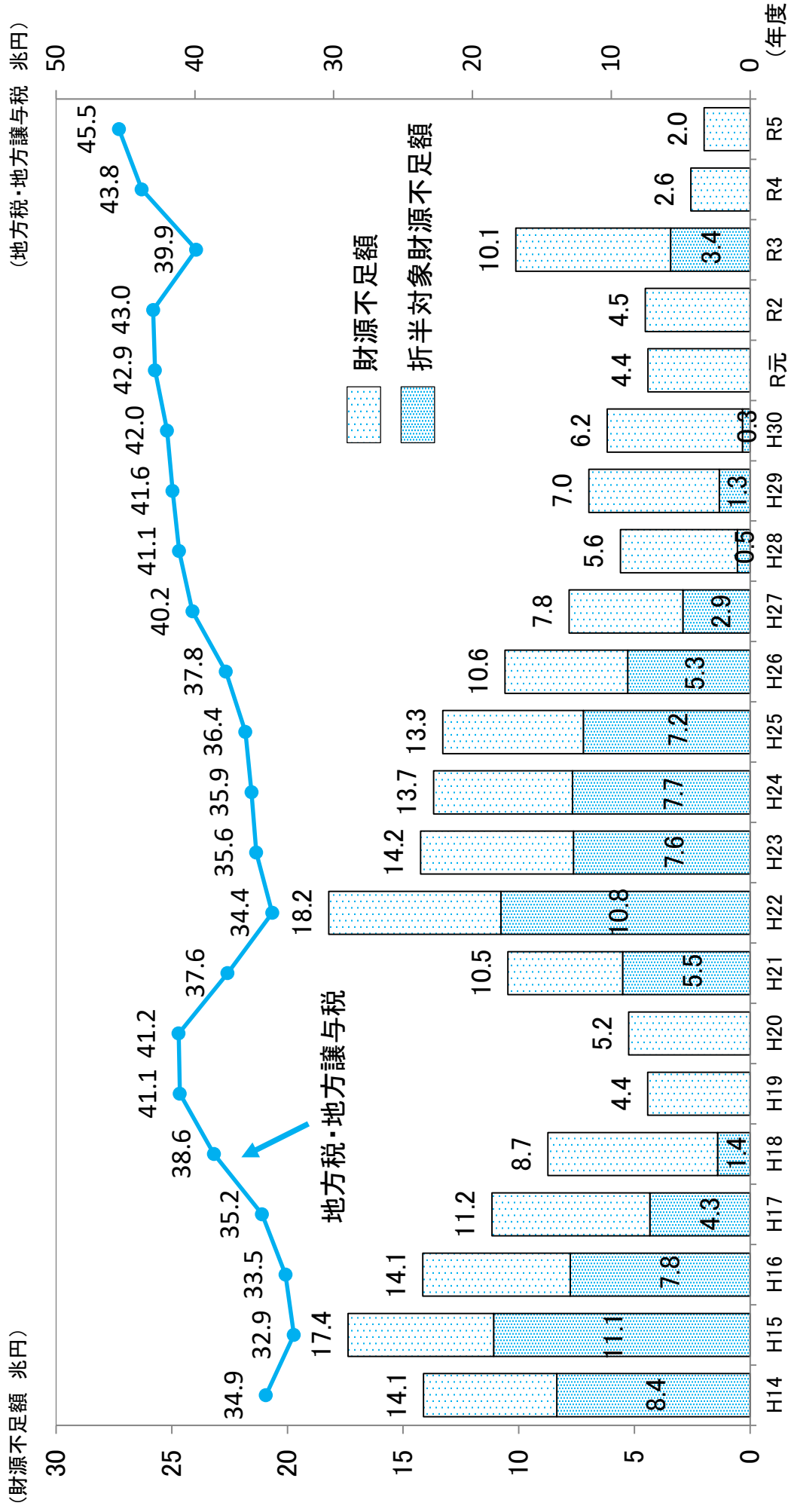




# 地方の財源不足額と地方税収

## 資料3

〔地方の財源不足額(地財計画ベース)の推移〕



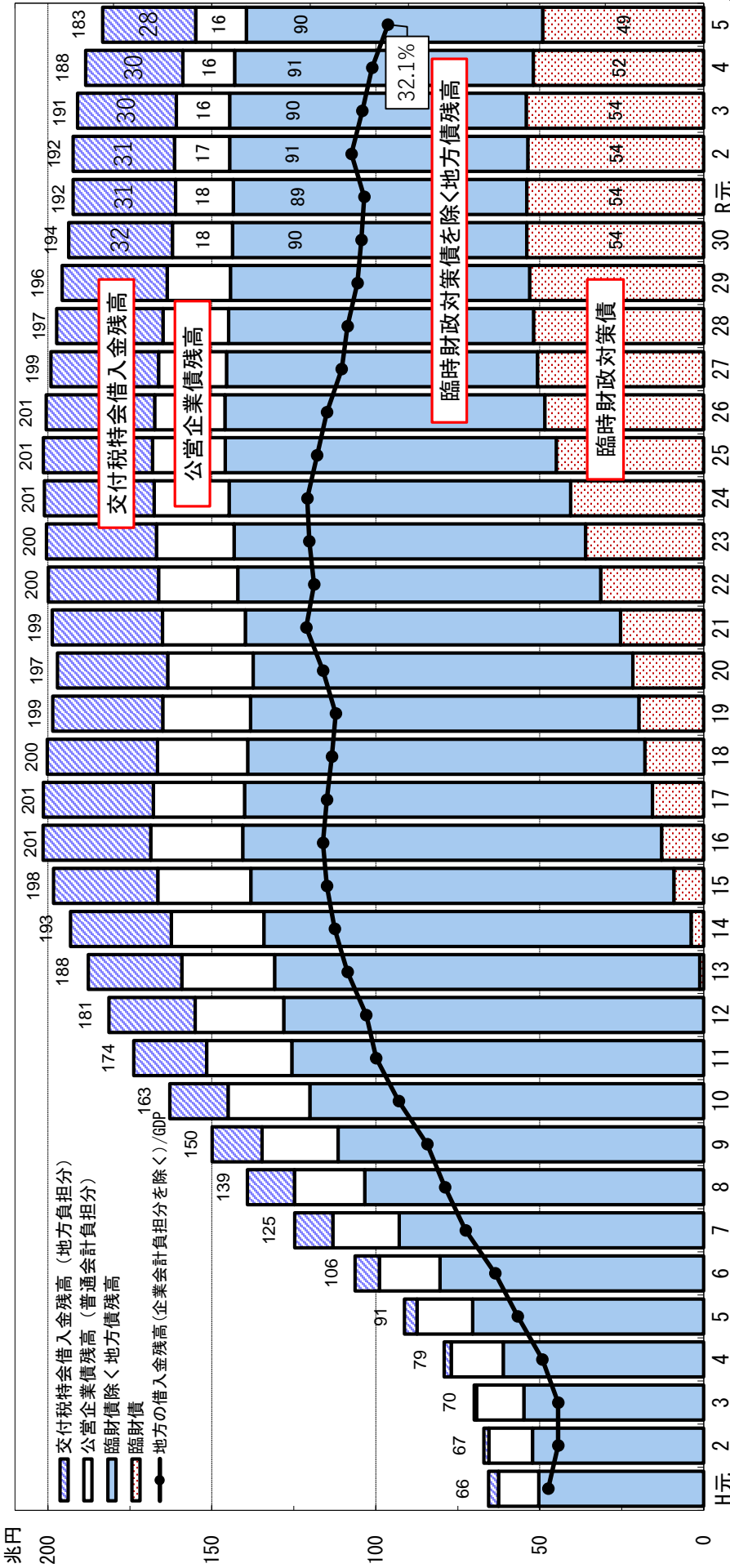
※ ( )は折半対象財源不足額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

# 地方財政の借入金残高の状況

## 資料4

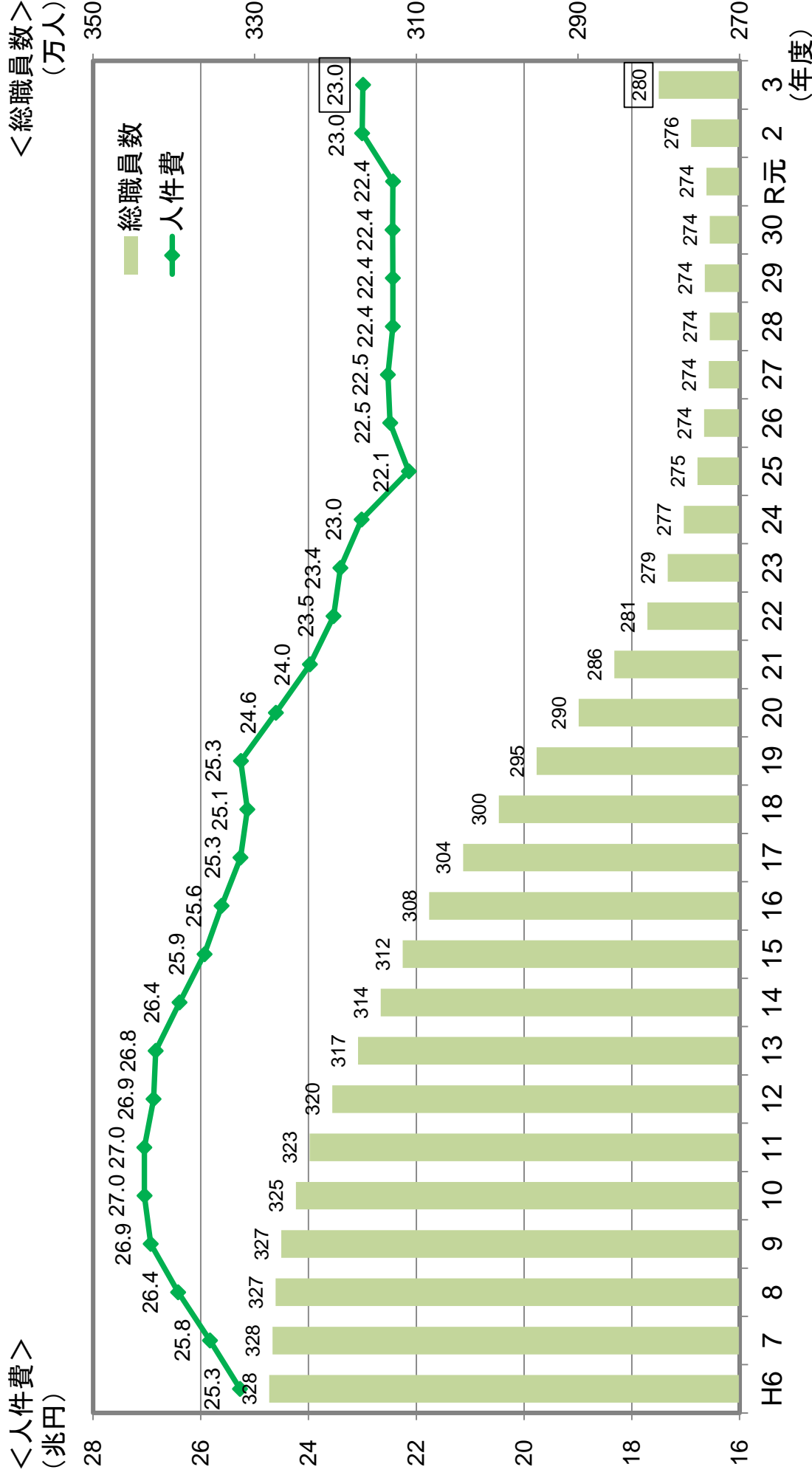
GDP比  
70%  
60%  
50%  
40%  
30%  
20%  
10%  
0%  
年度



## 地方公務員の総職員数・人件費の推移

資料5

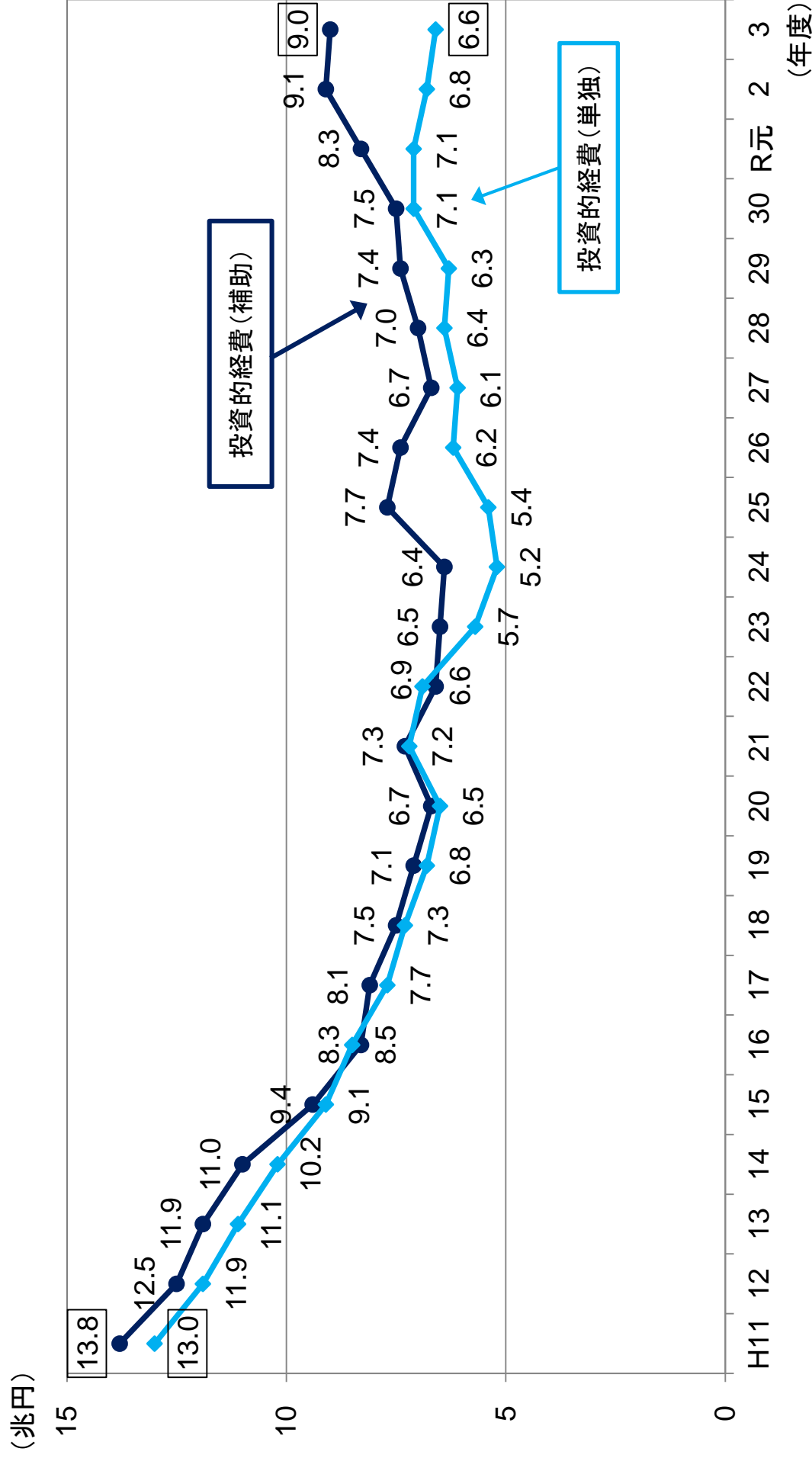
○ 令和3年度の総職員数は約280万人で、ピーク時(H6:約328万人)から約48万人(15%)減少。また、同年度の人件費(決算)は23.0兆円で、職員数の純減等によりピーク時(H11:27.0兆円)から4.0兆円(15%)減少している。



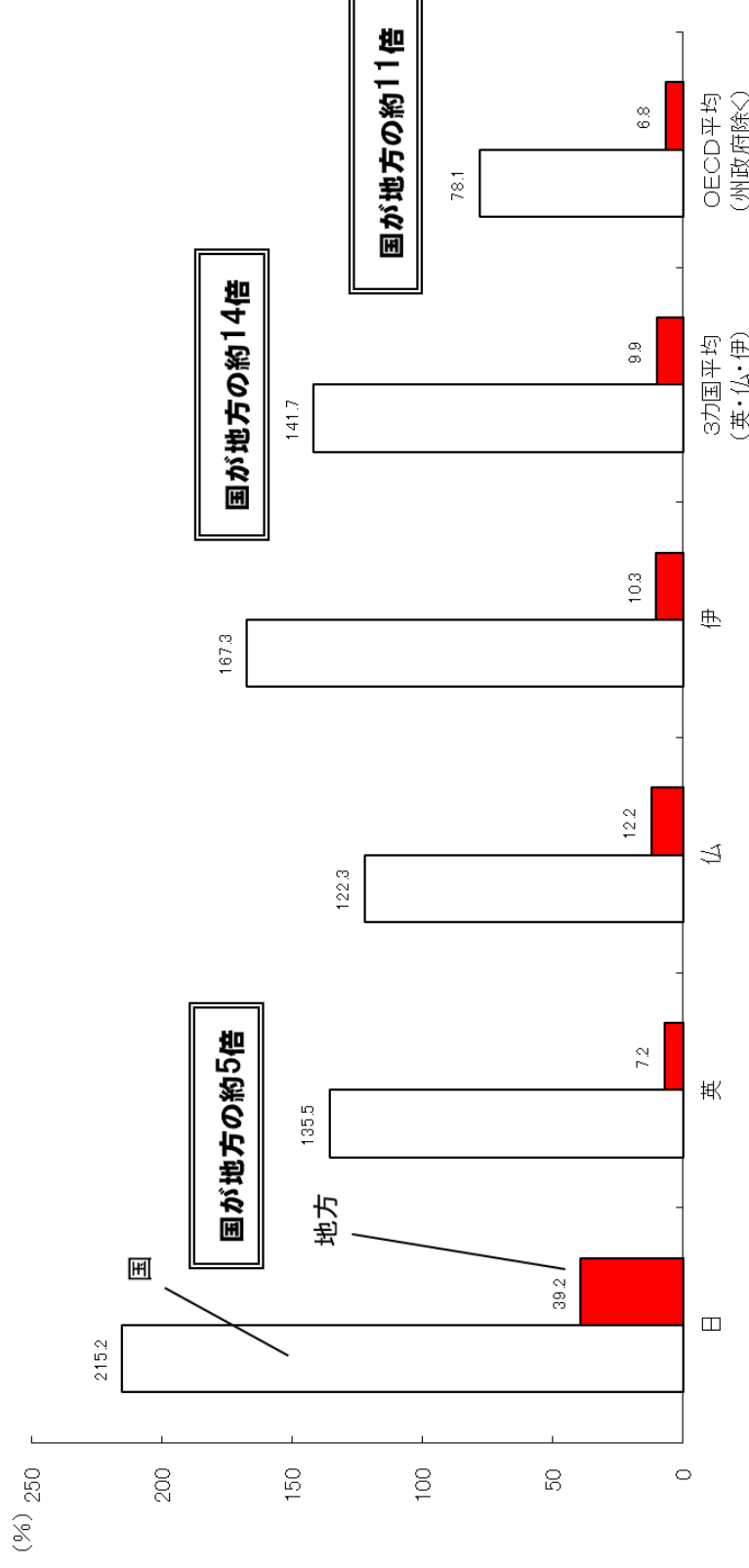
## 投資的経費の推移

## 資料6

○ 投資的経費の決算は、過去20年間で単独・補助とも約6割に減少しているが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向。



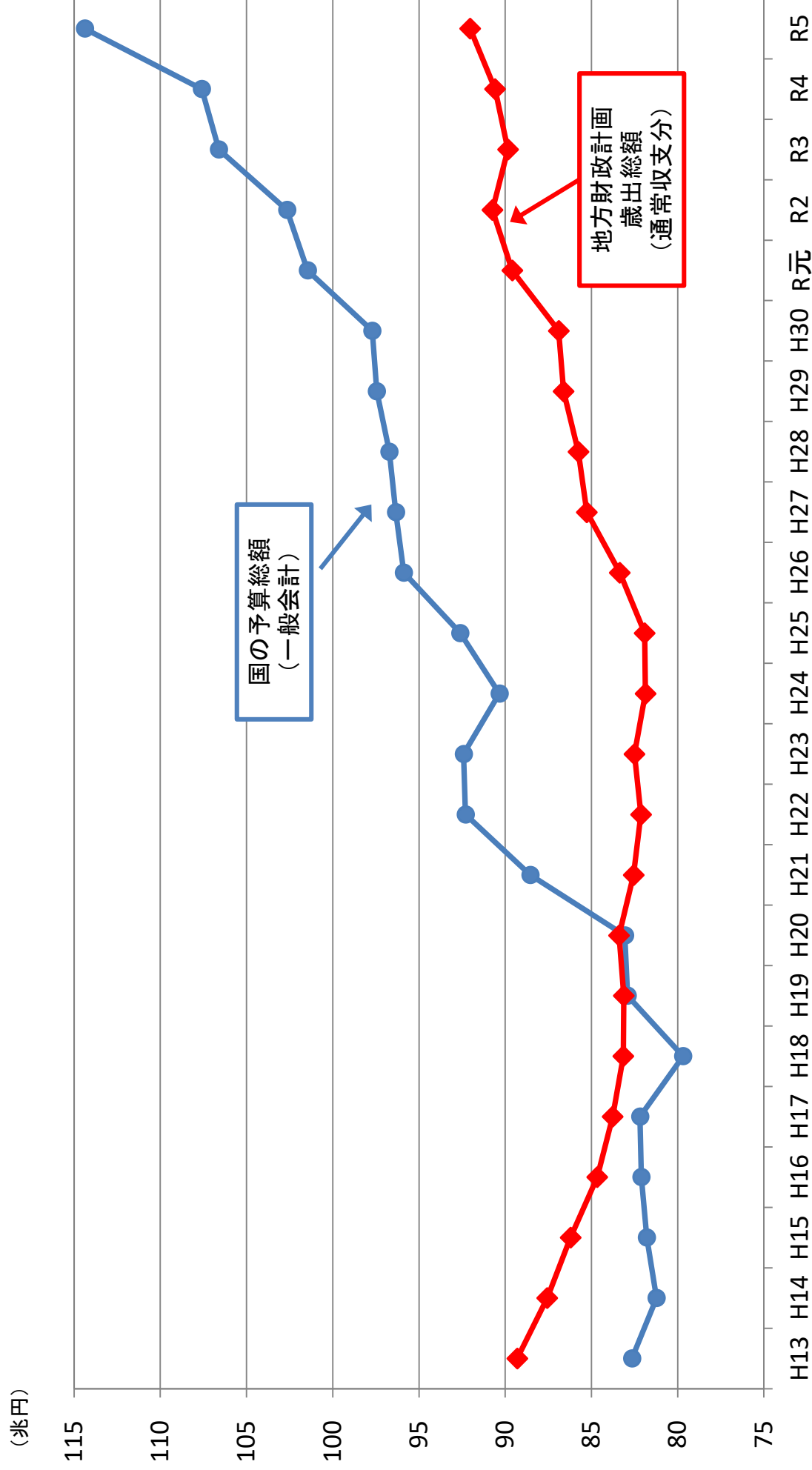
- 通貨発行、金融・経済政策、税制等の権限の差異から、国と地方の財政状況を単純に比較することは不適當。
- また、地方は例外的に認められている範囲内ではか赤字地方債（臨時財政対策債）を発行できないことから、収支均衡を図るためには歳出を削減せざるを得ず、個々の地方自治体において、住民合意の下、投資的経費をはじめとする歳出の抑制努力が行われてきた結果として、プライマリーバランスや債務残高の数値が国と比べて良くなっている。  
（令和5年度末見込み：国 ▲28.0兆円程度、地方：5.1兆円程度※「中長期の経済財政に関する試算」（令和5年1月24日内閣府））
- 諸外国においても、地方の財政赤字や債務残高は国と比較して大幅に小さい。さらに、諸外国と比較して我が国では、地方が多額の債務残高（令和5年末：183兆円）を抱えている状況。



（出典） OECDデータ、内閣府「国民経済計算」より作成。  
 （注1） 日本については、「国民経済計算」2021年度年次推計の数値を使用。また、交付税特別会計借入金のうち、地方負担分である30.1兆円（2021年度末時点）は、地方の債務残高に含めている。  
 （注2） 一部の国については、暫定値を使用。  
 （注3） OECD平均については、連邦国家の場合、地方政府に州政府を含めていない。また日本を含めていない。

# 国の予算総額と地方財政計画歳出総額の推移

資料8



※ 国の予算総額(一般会計)は当初予算ベース

# 地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画（通常収支分）の歳出の大部分は、補助・地方単独とともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

給与関係経費	補助	費用	15,437
199,053	56,133	地方費	40,696
	地方単独	地方費	50,287
	142,920	地方費	92,633
		国費	103,720
	補助	地方費	136,011
	239,731	国費	148,267
	地方単独	地方費	148,267
	149,684	地方費	148,267
一般行政経費	国保・後期高齢者	地方費	148,267
420,841	14,726	地方費	148,267
	デジタル推進費	地方費	148,267
	10,000	地方費	148,267
	田舎暮らし推進費	地方費	148,267
	12,500	地方費	148,267
	地域デジタル推進費	地方費	148,267
	4,200	地方費	148,267
	地域社会等推進費	地方費	148,267
	4,200	地方費	148,267
	直轄・補助（公共事業等）	国費	5,522
	56,594	国費	26,554
投資的経費	地方単独	地方費	24,518
119,731	63,137	地方費	24,518
	公債費	地方費	24,518
	112,614	地方費	24,518
	公営企業繰入金	地方費	24,518
	23,974	地方費	24,518
	その他	地方費	24,518
	44,137	地方費	24,518
	企業債の元利償還に係るもの	地方費	13,997
	13,997	地方費	13,997
	上記以外	地方費	9,977
	9,977	地方費	9,977
	地方費	地方費	9,977
	地方費	地方費	9,977

補助等 60.5%  
単独 39.5%

直轄事業負担金 4.6%  
補助 42.7%  
単独 52.7%

小中学校教職員等  
地方警察官 21,787  
消防職員 12,565  
高校教職員 15,935  
児童福祉司、ケースワーカー、公立保育所保育士等の福祉関係職員 等

生活保護、介護保険（老人ホーム、ホームヘルプ等）、後期高齢者医療、障害者自立支援 等

一般行政経費（単独）は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応

予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など

国保・後期高齢者医療基金安定制度（保険料軽減分）、国保財政安定化支援事業

清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校 など

（注）小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補充する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。

上下水道、病院（高度医療等）等

### 地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

**第七条** 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

### 【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
  - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

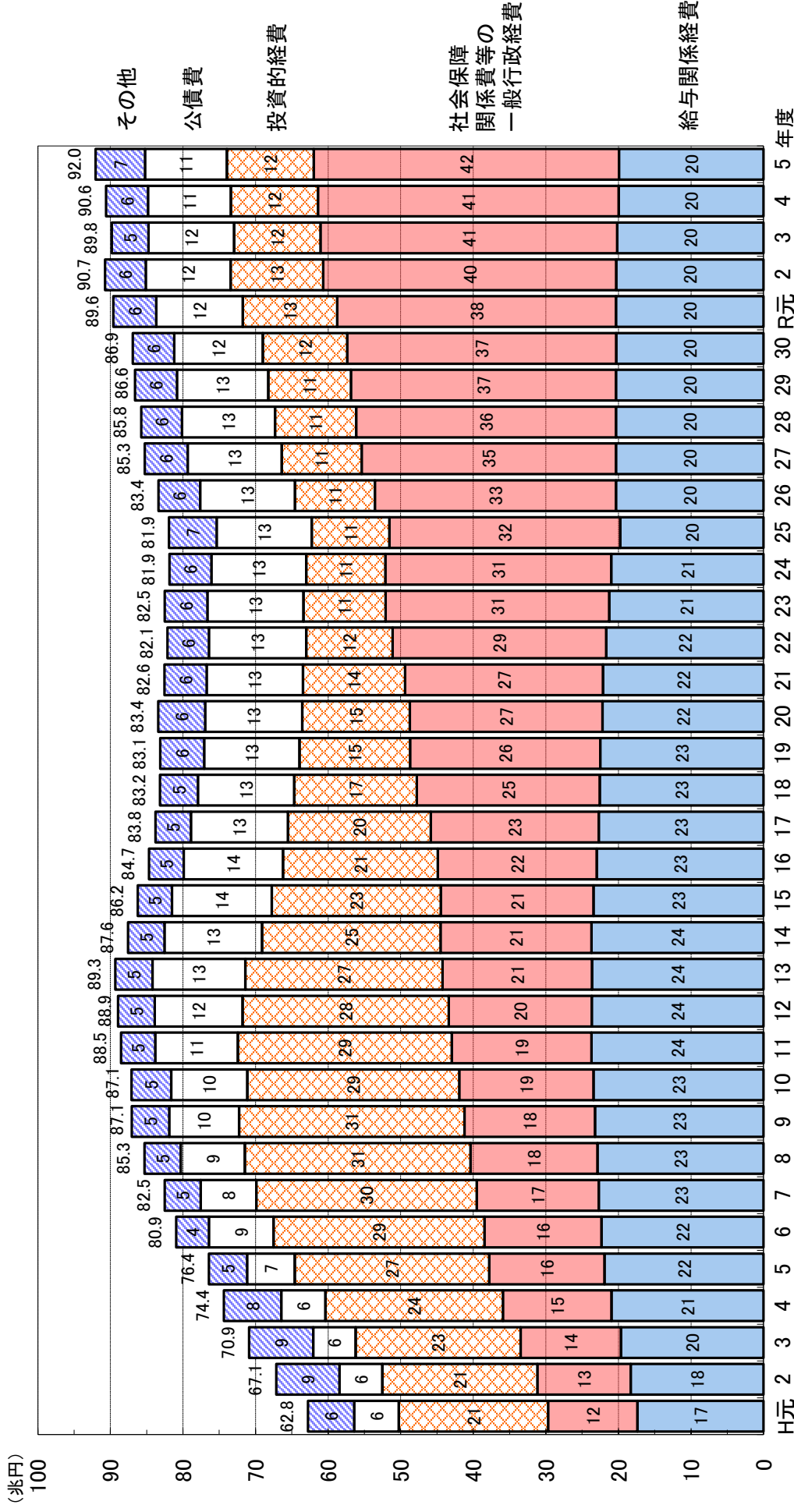
- 歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与



# 地方財政計画の歳出の推移

## 資料11

- 社会保障関係費（一般行政経費に計上）は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業が増加。
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。



○ 所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)。

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税 交付税総額の94%

特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

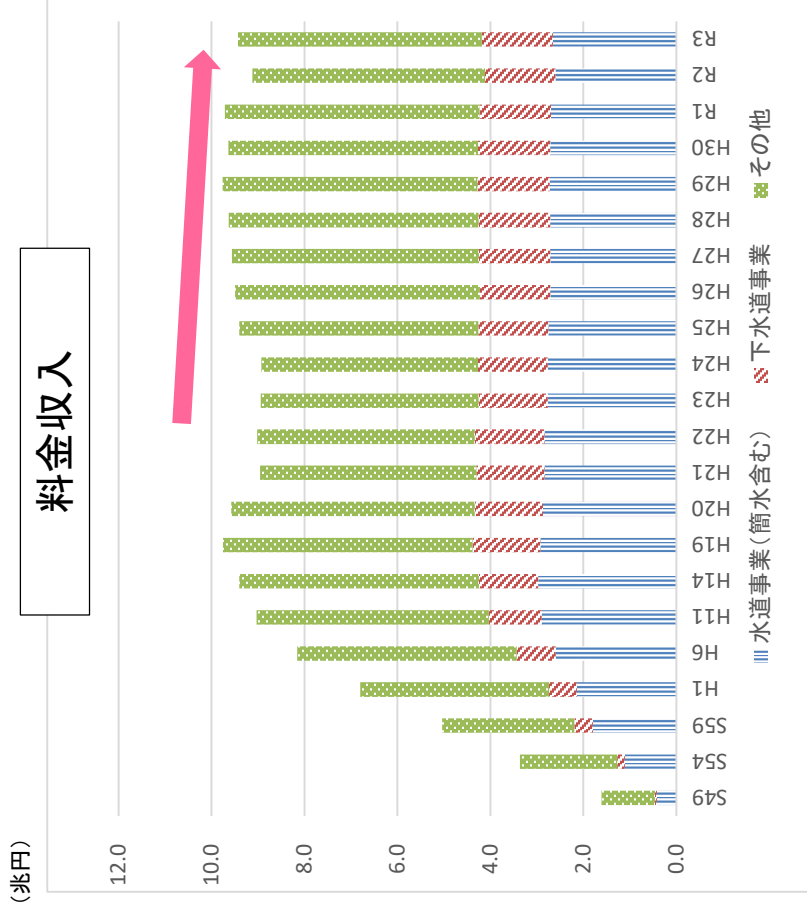
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰上げ交付を行うことができる。

### ①地方公営企業の料金収入の推移

・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

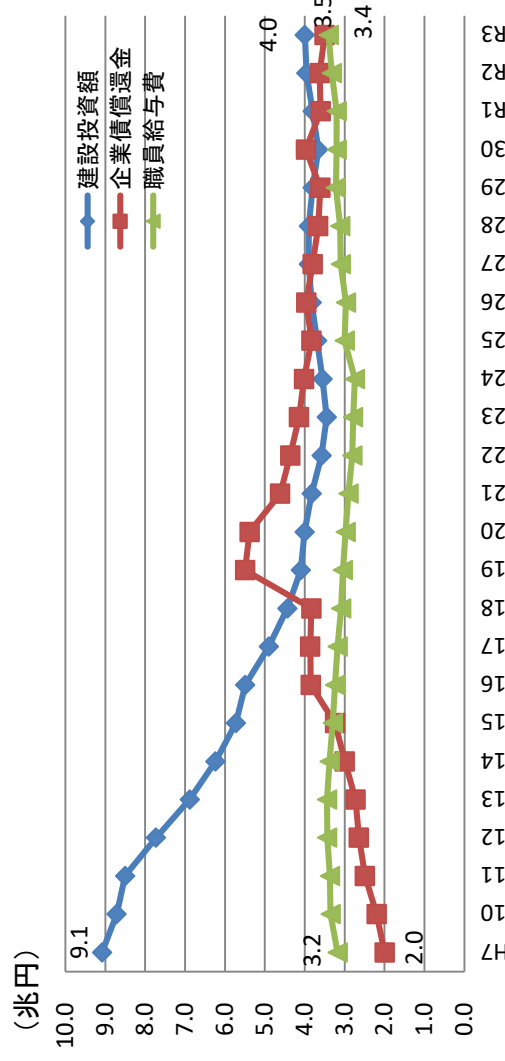
水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。  
下水道事業においても、近年では水道事業と同様に減少傾向。



※平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含む。

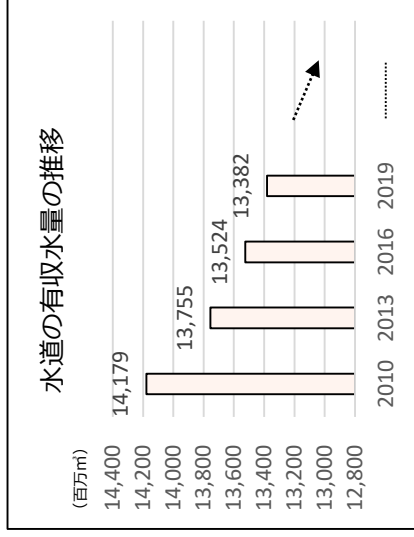
### ②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



※平成25年度以降は公営企業型地方独立行政法人を含み、「長期借入金償還金」を企業債償還金に計上している。

### 参考：水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移



※有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量